

回答書

令和5年4月 日

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目 1番55 ほくろウビル 3 階

特定適格消費者団体・適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦 殿

〒491-0824

一宮市丹陽町九日市場字中田129

株式会社EVANESS

代表取締役 大森輝英

(担当窓口)

〒460-0011 名古屋市中区大須2-10-45

大須ステーションプラザ7階

令和5年3月13日付け、カロリートレードサッポロに頂いた申入書につき、以下の通りご回答申し上げます。

第1 申し入れの理由1

1 第4条について

(回答)

原則として、契約期間中に料金を改訂することはありません。ただし、契約を更新する際において、諸事情に応じて価格変動をすることがあるので、本規定はその場合の規定です。

2 第6条について

(回答)

削除します。

3 第9条について

(1)第9条には、「月プランの方は、本人が希望する解約月の前月の5日までに(5日が定休日の場合は前営業日までに)登録店舗にて指定の書面による手続きを完了しておかなければならず、未払いの会費等がある場合はそれを完納しなければなりません。」について

(回答)

当該条項を削除します。

(2)第9条には「月プランは、解約月の末日をもって解約するものとします。月プランの方の解約月の会費は、解約が月の中途であってもこれを全額支払わなければ

なりません。」との規定について

【申入】

貴殿の施設を利用する対価は、これを収取する権利の存続期間に応じて日割計算にされるというのが民法の原則です(民法 89 条 2 項の類推解釈)。民法の原則によれば、消費者は契約を早期に解約して貴殿に支払う会費額を少なくできる場所、上記の契約条項はそれを認めず、消費者の解約権を実質的に制限し、消費者の損害を拡大させています。

(回答)

民法 89 条 2 項は、不動産の地代・賃料、物の賃料などの法定果実に関する規定です。同条項は、例えば、不動産の所有権が移転した場合に、その地代・賃料といった法定果実の収取権の帰属について契約上定められてなるときには、所有権の移転した時期をもって果実収取権も移転するという意味と解されます(「民法総則 第九版」(弘文堂)199)。この点、第9条の上記条項は施設の所有権が移転した場合の規定ではありませんので、民法 89 条 2 項が想定する場面ではありません。また、上記条項は契約の終了における当月分の会費の精算に関する規定ですので、民法 89 条 2 項の趣旨が及ぶと解するのも無理があると思料します。さらに、会員が契約の解約を申し入れる場合に当月分の会費を全額支払うという規定は、会員にとって著しく不当とは言えません。

以上から、民法 89 条 2 項に反する、また、消費者の解約権を実質的に制限するというものには当たらないと思料します。

(3)「会費を 1 か月未納した場合、スタジオを利用することができません。」との規定について

(回答)

「会費を2か月分以上滞納した場合、スタジオの利用を制限させていただくことがあります。」に改訂します。

4 第 11 条について

(回答)

「但し、当社の事情により施設を利用することができない場合を除きます」、という規定を設けます。

5 第 13 条について

(回答)

第 13 条は、当日にキャンセルを繰り返す会員を放置すると、他の会員の適切な利用を不当に制限することになり、かつ、当社の業務運営において多大なる支障が生じること等から、設けられた規定です。かかる趣旨に鑑みれば、前日までのキャンセルを怠る会員に施設の利用を制限することは他の会員の施設利用を適切に調整する目的から妥当であるので、契約を維持するうえで重大な事

由に該当します。

ただ、少数回の違反会員のスタジオ利用を制限することを避けるために、当日予約キャンセルの回数を制限的に運用するよう検討します。

また、除名は削除します。

6 第14条について

(1)「当社が本施設を閉鎖した時に会員資格を喪失する。」の規定について

(回答)

理由の如何を問わず、本施設の閉鎖を会員資格の喪失に結び付けるのは適切ではないので、本条項を削除します。

(2)「入会中妊娠された場合、その利用を制限します。」の規定について

【申入】

消費者の妊娠は、何ら消費者の責めに帰する事由ではありません。妊娠された消費者であっても出来る範囲でスポーツを行うことも認められるようには思いますが、仮に貴殿の施設の利用を制限されること自体を認めるとしても、どの程度の利用を制限するのか、明らかではありません。また、妊娠したことをもって会員資格を喪失させるというのであれば、妊娠による差別であると言わざるを得ません。妊娠をもって当該消費者を休会扱いとするのも同様です。

(回答)

本規定を妊婦による差別と断ずる申入れの趣旨が不明です。

妊娠された方に対し、健康上の配慮から施設の利用を制限することにいかなる問題があるのでしょうか。

当社は、妊娠された方向けのプログラムはなく、また、妊婦の方に提供できる役務がないので、施設の利用を制限させていただくべきと考えております。何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

ただ、会員資格を喪失させるのは行き過ぎですので、休会扱いとして復帰できる手続きを整備したいと思えます。

7 第15条について

(回答)

第15条を削除します。

8 第16条について

「施設の利用など運営管理に関する規則を定め且つこれを変更することができます。」の規定について

(回答)

施設の管理運営権は当社にありますので、これを適切に運用するのは当社の責務です。施設の管理運用の変更等により契約内容が変更されるものではありません。仮に、管理の運営上、プログラムの時間割が変更されたとしても、これをもつ

て消費者契約法に反することにはならないと思料します。

9 第 22 条について

「会員が本施設利用に関して、当社又は第三者に損害を与えた場合その賠償をしていただきます。」の規定について

(回答)

「但し、会員に帰責事由が認められない場合、会員は賠償責任を負わない。」という規定を設けます。

10 第 23 条について

「当社は、本規約に基づいて会員が負担すべき諸料金を、社会情勢等の変動に基づいて変更することがあります。」の規定について。

(回答)

第 4 条と同じ規定なので、削除します。

11 第24条について

(1)「当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、施設の全部又は一部を閉鎖又は利用制限できるものとします。」

「当社が必要と認めたとき、その他やむを得ない事由があるとき。」との規定について。

(回答)

本規定は前項に規定する天変地変等により施設を要できなくなった場合と同程度に何らかの事情で施設利用することにより会員に危険が及ぶ可能性がある場合、建物管理上の理由などにより施設を物理的に利用することができなくなった場合などを想定した規定です。表現があいまいであることをご指摘の通りですので、「前項のほか、何らかの事情により施設を利用することが困難であると当社が判断した場合」という文言を加えさせていただきます。

(2)「第1項の場合において、施設を閉鎖するときは、当社は損害賠償等の責任を負うことなく会員との契約を解除することができます。この場合会員はその他名目の如何を問わず、損害賠償責任などの意義申し立てをすることができません。」の規定について。

(回答)

「この場合、会員はその他名目の如何を問わず、損害賠償責任などの意義申し立てをすることができません」を削除します。

12 第 28 条について

「モニターの場合、当社は、会員の個人情報と厳重に管理し、個人が特定されない情報については、第三者に提供・開示について同意したものとみなします。」の規定について

(回答)

削除します。

13 第 29 条について

「当社は、当社が必要と認めた場合、会則の改訂を行うことができるものとします。改訂された規則は、当社ホームページもしくは、店舗などにより告知されたときから効力を生じ、以後全員に適用されるものとします。」の規定について

(回答)

会員にとって不合理な内容とならないように留意します。

また、改訂された規則の効力は、告知後ただちに生じるとするのを改め、告知してから1か月後に効力を生じるなどに改めたいと思います。

14 第 30 条について

「延滞等あった場合違反金とし1万円請求致します。」の規定について

(回答)

「会費等の延滞があった場合には、延滞した日の翌日から支払いをする日まで年14.6%の割合による金員を支払う。」という内容に変更します。

第 2 申入れの理由2

1 「金額返金保証」との表示について

(回答)

利用規約第27条「全額返金保障制度は、入会金及び消費したトレーニング回数分を除いた分の返金となります。」の規定を削除します。

2 「金利0の分割払いに対応」

(回答)

利用規約第30条「分割をご希望の場合、分割手事務手数料として2万円と手付金の初期費用が必要となります」との規定を削除します。

以上